容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令第一条第二号に規定する主務大臣が定めるポリエチレンテレフタレート製の容器を定める告示案の骨子

環境省、経済産業省、財務省、厚生労働省、農林水産省

. 告示案の骨子

- 1.容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令第一条第二号に規定する主務大臣が定めるポリエチレンテレフタレート製の容器は、次に掲げるものを充てんしたものとする。
- (1) しょうゆ加工品(主たる原料としてしょうゆを用い、風味原料、果汁、食酢、砂糖類、みりんその他の調味料を加えたものをいう。)
- (2) みりん風調味料(主たる原料として砂糖類、米及び米麹を用い、穀類の糖化又は発酵の工程を経て生産されたものであって、アルコール分が一度未満、エキス分(酒税法(昭和二十八年法律第六号)第三条第二号に規定するエキス分をいう。)が六十度以上であり、かつ、酸味料及び調味料以外の食品添加物を加えていないものに限る。)
- (3) 食酢
- (4) 調味酢(主たる原料として食酢及び砂糖類を用い、果汁、しょうゆ、食塩その 他の調味料を加えたものであって、主としてすし、酢の物及び漬物に用いるもの をいう。)
- (5) ドレッシングタイプ調味料
- 2.前項各号に掲げるものについては、食用油脂を含まず、かつ、簡易な洗浄により内容物及び臭いを除去できるものでなければならないものとする。

. 施行期日

平成20年4月1日

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第四条 第五号及び別表第一の七の項に規定する主務大臣が定める商品を定める告示 案の骨子

環境省、経済産業省、財務省、厚生労働省、農林水産省

. 告示案の骨子

- 1.容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成18年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省令第3号)による改正後の施行規則第四条第五号及び別表第一の七の項に規定する主務大臣が定める商品は、次に掲げるものとする。
- (1) しょうゆ加工品(主たる原料としてしょうゆを用い、風味原料、果汁、食酢、砂糖類、みりんその他の調味料を加えたものをいう。)
- (2) みりん風調味料(主たる原料として砂糖類、米及び米麹を用い、穀類の糖化又は発酵の工程を経て生産されたものであって、アルコール分が一度未満、エキス分(酒税法(昭和二十八年法律第六号)第三条第二号に規定するエキス分をいう。)が六十度以上であり、かつ、酸味料及び調味料以外の食品添加物を加えていないものに限る。)
- (3) 食酢
- (4) 調味酢(主たる原料として食酢及び砂糖類を用い、果汁、しょうゆ、食塩その 他の調味料を加えたものであって、主としてすし、酢の物及び漬物に用いるもの をいう。)
- (5) ドレッシングタイプ調味料
- 2.前項各号に掲げるものについては、食用油脂を含まず、かつ、簡易な洗浄により内容物及び臭いを除去できるものでなければならないものとする。

. 施行期日

平成 20 年 4 月 1 日

容器包装廃棄物の分別収集に関する省令第二条の表の七の項に規定する環境 大臣が定める商品を定める告示案の骨子

環境省

. 告示案の骨子

- 1.容器包装廃棄物の分別収集に関する省令の一部を改正する省令(平成18年環境省令第35号)による改正後の省令第二条の表の七の項に規定する環境大臣が定める商品は、次に掲げるものとする。
- (1) しょうゆ加工品(主たる原料としてしょうゆを用い、風味原料、果汁、食酢、砂糖類、みりんその他の調味料を加えたものをいう。)
- (2) みりん風調味料(主たる原料として砂糖類、米及び米麹を用い、穀類の糖化又は発酵の工程を経て生産されたものであって、アルコール分が一度未満、エキス分(酒税法(昭和二十八年法律第六号)第三条第二号に規定するエキス分をいう。)が六十度以上であり、かつ、酸味料及び調味料以外の食品添加物を加えていないものに限る。)
- (3) 食酢
- (4) 調味酢(主たる原料として食酢及び砂糖類を用い、果汁、しょうゆ、食塩その 他の調味料を加えたものであって、主としてすし、酢の物及び漬物に用いるもの をいう。)
- (5) ドレッシングタイプ調味料
- 2.前項各号に掲げるものについては、食用油脂を含まず、かつ、簡易な洗浄により内容物及び臭いを除去できるものでなければならないものとする。

. 施行期日

平成 20 年 4 月 1 日